

初度の入札時に提出する工事費内訳書について

入札参加者の適正な見積りを促すとともに、談合等の不正行為の排除、ダンピング受注の防止等を図る観点から、工事費内訳書の提出を求めますので、提出にあたって留意してください。

1 対象工事

競争入札に付す全ての工事

2 工事費内訳書の提出等にあたっての留意事項

- (1) 工事費内訳書は、初度の入札書提出時に提出するものとする。
- (2) 入札者は、工事費内訳書の記載に当たり、町長が工事等の入札ごとに示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載すること。
- (3) 入札者が工事費内訳書を提出する場合には、封書の上、入札書と同一の記名押印をした上で、入札書と同時に、入札執行者が入札書の提出箇所とは別に指示する箇所に提出することとする。

3 工事費内訳書の内容を確認する工事の選定方法

- (1) 原則として、入札を行う日の全入札の中から、工事費内訳書の内容を確認する工事（以下「確認案件」という。）を、1件以上選定します。
- (2) 確認案件の選定については、入札執行に先立って、入札参加者の前で、入札執行者がくじ又は番号を記入した札を引くことなどにより行うこととします。
- (3) 入札執行者は、(2)により選定した確認案件を、口頭により、入札参加者へ通知します。

4 工事費内訳書の内容確認

- (1) 入札執行者は、入札価格を読み上げた上で、落札決定を保留し、提出された工事費内訳書の内容確認を行ないます。この場合において、当該工事費内訳書が、次のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札を無効とします。
 - ア 工事費内訳書の提出がない場合
 - イ 工事費内訳書の記載金額（合計金額）その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
 - ウ 工事費内訳書に記名押印がない場合
 - エ 入札者（代理人による入札の場合にあっては当該代理人）以外の者が工事費内訳書を提出した場合
 - オ 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
 - カ 見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合
- (2) 開札を行った日において、確認案件に係るすべての内訳書の内容確認ができない場合は後日、入札結果を通知します。

別添1：工事費内訳書の例

別添 1

(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

羅 白 町 長 様

入札者 住所 ○○市○○町○○番○○号
氏名 株式会社 ○○建設
代表取締役 ○○○○ 印

代理人 住所
氏名 印

工 事 費 内 訳 書

工事名	羅臼町町営住宅緑町団地改修工事（１１号棟）
-----	-----------------------

工 種 等	金 額 (円)
直接工事費	$A(a + b + c)$
建築工事直接工事費	a
電気設備直接工事費	b
機械設備直接工事費	c
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費	D
工事価格	$A + B + C + D$